

資料②
給水装置工事設計審査・検査の流れ

令和5年4月1日

西空知広域水道企業団

給水装置工事設計審査・検査の流れ

- 1 給水装置工事申請書及び設計審査申請書の提出（申請者→工事事業者→企業団）
 - (1) 添付書類

工事申請書・設計図・工事内訳書・既設給水装置接続に関する申請書及び誓約書（既設給水装置に接続する場合）
 - (2) 手数料納付

設計審査手数料を納付（工事事業者→企業団）、仮設工事の場合は、貸付メーター料を納付（工事事業者→企業団）後、企業団より貸付メーターを支給
- 2 給水装置工事施工承認書を交付（企業団→工事事業者→申請者）
- 3 工事実施

新設工事の場合は、新設メーター料を納付（工事事業者→企業団）後、企業団より新設メーターを支給
- 4 給水装置工事完成届を提出（工事事業者→企業団）
 - (1) 添付書類

工事完成届・工事検査書・工事内訳書（竣工）・写真・竣工図・特殊器具接続申請書・自記録式水圧計により測定したチャート紙・新設工事の場合は開栓届、水道を使用しない場合は閉栓届
 - (2) 工事検査料を納付（工事事業者→企業団）
- 5 検査実施

検査の結果、指摘ヶ所は速やかに直し、再検査を受ける
- 6 給水装置工事検査済証の交付（企業団→工事事業者→申請者）
- 7 各手数料

区 分		設計審査	工事検査	備 考
新設 工事	メーター口径 φ 40 mm未満	4, 0 0 0 円	7, 6 0 0 円	1 件につき
	メーター口径 φ 40 mm以上	8, 5 0 0 円	1 4, 8 0 0 円	1 件につき
改造工事		2, 2 0 0 円	4, 9 0 0 円	1 件につき
撤去工事		9 0 0 円	9 0 0 円	1 件につき
貸付メーター料（税抜）				
φ 13 電子式		200円/月	φ 30 電子式	350円/月
φ 20 電子式		300円/月	φ 40 電子式	400円/月
φ 25 電子式		350円/月	φ 50 電子式	2,000円/月